

第1種・第2種 消防設備点検資格者

講習の手引

(新しく資格を取得される方用)

申請の際は、記載事項を最後までお読みください。



消防庁長官登録講習機関

 一般財団法人日本消防設備安全センター

まえがき

この講習の手引は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6の規定に基づく第1種及び第2種消防設備点検資格者講習を受講しようとする皆様に、講習の内容を正しく理解していただくとともに受講申請の手続きを誤りなく行っていただくために作成したものです。

消防用設備等及び特殊消防用設備等がいざというときにその機能を十分に発揮するためには、設備を「正しく設置」することのほかに設置後の「適正な維持管理」が必要で、過去の火災事例をみても如実にその重要性を物語っています。

そこで、消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、定期点検が義務づけられるとともに、その結果を消防機関に報告することとなっております。なかでも、特に人命危険度の高い一定の防火対象物に設置されている消防用設備等については、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければなりません。

消防用設備等の点検は非常に高度で専門的な知識と技術を必要とします。一般財団法人日本消防設備安全センター（以下、「安全センター」という。）は、消防庁長官の登録講習機関として消防設備点検資格者講習を全国各地で実施していますが、講習を受けられる皆様が点検制度の趣旨をご理解のうえ、消防用設備等の機能と点検要領についての正しい知識を修得され、一人でも多く消防設備点検資格者となられますことを念願しています。

点検できる消防用設備等及び特殊消防用設備等の種類

資格者区分		点検できる消防用設備等及び特殊消防用設備等の種類
消防設備点検資格者	消防設備士	
第1種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第1類 第2類	動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管、共同住宅用連結送水管
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
	第6類	消火器、簡易消火用具
	第1類 第2類 第3類	パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備
第2種	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	避難器具
	第7類	漏電火災警報器
	第4類 第7類	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、共同住宅用非常コンセント設備、共同住宅用非常警報設備、加圧防排煙設備
	第4類又は第7類の消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者免状の交付を受けている者	誘導灯、誘導標識
特種	特類	特殊消防用設備等

目次

講習の内容	1
受講資格と証明	2
受講申請	4
受講科目の一部免除	6
個人情報の取扱い	6
受講通知	6
受講料等	7
受講上の注意事項	8
修了考査	8
免状交付の申請	8
再考査	9
資格取得後の留意事項	9
・再交付、書換及び住所等の異動の手続き	
・5年ごとの再講習	

講習の内容

- 1 講習は、第1種と第2種に区分して、それぞれ3日間実施されます。
- 2 講習科目と時間割は、おおむね次表のとおりです。
- 3 講習の最後には、2時間の修了審査が行われます。

講習科目及び時間割表

日程	時間	第 1 種	第 2 種
		講習科目等	講習科目等
第 1 日	9：10～9：30	受付	受付
	9：30～9：40	講習についての説明	講習についての説明
	9：40～10：40	火災予防概論	火災予防概論
	10：50～11：50	消防法規	消防法規
	12：40～13：40	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度
	13：50～14：50	建築基準法規	建築基準法規
	15：00～17：00	消火器具……………技術基準、点検要領	避難器具・排煙設備……………技術基準、点検要領
第 2 日	9：10～9：30	受付	受付
	9：30～11：30	非常電源・配線……………技術基準、点検要領	非常電源・配線……………技術基準、点検要領
	12：20～15：20	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・連結散水設備・連結送水管・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備……………技術基準、点検要領	漏電火災警報器・誘導灯・誘導標識・非常コンセント設備・無線通信補助設備……………技術基準、点検要領
	15：30～16：30	同 上	自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報器具・非常警報設備・総合操作盤……………技術基準、点検要領
第 3 日	9：10～9：30	受付	受付
	9：30～11：30	不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・動力消防ポンプ設備・消防用水・総合操作盤……………技術基準、点検要領	同 上
	12：20～14：20	同 上	同 上
	14：30～14：40	修了審査の説明	修了審査の説明
	14：40～16：40	修了審査	修了審査

受講資格と証明

- この講習は、下表の受講資格のうちのいずれかに該当しなければ受けることができません。それぞれの資格に応じて必要な証明書類を用意してください。
- 精神の機能の障害により消防設備点検資格者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したときは、消防法施行規則第31条の6第8項第1号の規定により消防設備点検資格者の資格は喪失します。
- 受講資格、学歴、実務の経験等を偽ったことが判明したときは、消防法施行規則第31条の6第8項第5号の規定により消防設備点検資格者の資格は喪失します。
- このほか、消防法施行規則第31条の6第8項の各号に該当するときも消防設備点検資格者の資格は喪失します。

受 講 資 格	必要な証明書類
- 甲種又は乙種の消防設備士 - 第1種又は第2種電気工事士 1級又は2級の管工事施工管理技士 - 水道布設工事監督者の資格を有する者 - 建築物調査員、建築設備等検査員（建築設備検査員、昇降機等検査員、防火設備検査員） 1級又は2級の建築士 - 技術士の第2次試験に合格した者（機械部門、電気・電子部門、化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。） - 第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者 ※電気事業法(昭和39年法律第170号)附則第7項により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされている者は該当します。 1級、2級又は3級の海技士（機関） - 建築基準適合判定資格者検定に合格した者	免状等（注3）の写し（コピー等）
- 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年以上の実務の経験を有する者 ※実務の経験とは、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備の補助業務をいい、次にかかげるものは含まれません。 - 消防用設備等のうち、簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂など）又は非常警報器具（携帯用拡声器、手動式サイレンなど）に関する整備等 - 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備のホース、ノズル、ヒューズ類、ネジ類等部品の交換、消火栓箱、ホース格納箱等の補修その他これらに類する軽微な整備 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事の管理監督 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等の機器製造又は販売 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等の附属機器製造又は販売 - 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検	- 実務経験の証明 - 被保険者記録照会回答票、「ねんきんネット」の年金記録の一覧表示の写し又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し（注1）（注1の書類で勤務先、在職期間が明示されていない場合は、注2に例示してある書類等から5年以上の実務の経験を証明できるものを提出してください。）

12 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1年以上の実務経験を有する者 ※消防行政に係る事務とは、国若しくは都道府県の消防行政担当課又は市町村の消防機関の予防業務等に係るものをいいます。 13 建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し2年以上の実務経験を有する者 ※建築行政に係る事務とは、国、都道府県又は市町村の建築事務に係るものをいいます。	実務経験の証明
14 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について1年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者 15 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科を修めて卒業した後、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について2年以上の実務の経験（前11の実務の経験と同じ。）を有する者	1 学校の卒業証明書（卒業証書のコピー等も可） 2 実務経験の証明 3 被保険者記録照会回答票、「ねんきんネット」の年金記録の一覧表示の写し又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し（注1）（注1の書類で勤務先、在職期間が明示されていない場合は、注2に例示してある書類等から必要な実務経験を証明できるものを提出してください。）

（注1）

1 「被保険者記録照会回答票の写し」の取得手続き（詳細は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。）

- (1) 日本年金機構、年金事務所の窓口での取得（無料）
基礎年金番号及び本人確認証明（運転免許証など）、印鑑が必要となります。
- (2) 電話による取得（ねんきんダイヤル（0570-05-1165））
基礎年金番号が必要となります。

2 「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」の取得手続き（詳細は、都道府県労働局又は最寄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。）

- (1) 公共職業安定所（ハローワーク）の窓口での取得（無料）
本人確認証明（運転免許証など）が必要となります。
- (2) 郵送による取得（次の書類を最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）に提出）
ア 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票
イ 本人・住所確認書類（運転免許証など）

（注2）勤務先及び実務年数を証明する書類の一例（受講資格を満たす年数分が必要）

- ・ 傷害保険等の写し
- ・ 労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写し（勤務先の代表者の署名及び押印）
- ・ 一人親方労災保険加入証明
- ・ 確定申告の写し
- ・ 受講申請者が経営者（代表者）の場合、上記に代わる書類として「履歴事項全部証明書」、「保守契約書」、「工事請負契約書」、「発注書」の写し等

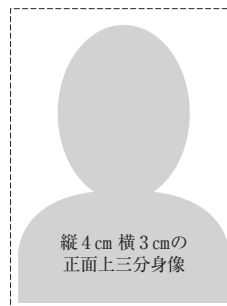
（注3）受講資格5の建築物調査員資格者証の種類は、特定建築物調査員資格者証とする。（建築基準法施行規則第6条の5参照）

受 講 申 請

＝申請に必要な書類等＝

- 1 受講申請書（「講習の手引」に添付の所定の用紙）
- 2 受講資格に応じた証明書類
- 3 免状写真票、整理票、受講票、テキスト引換券
1、3は安全センターのホームページからダウンロードすることもできます。
(URL : <https://www.fesc.or.jp/>)
- 4 返信用封筒 1 通（受講資格判定結果通知用）
申請者の宛名を明記し、110円切手を貼った定形（長形 3 号縦23.5cm×横12cm）のもの
なお、第 1 種及び第 2 種を同時に申請する場合には、それぞれ 1 通ずつ計 2 通必要です。
- 5 写真 2 枚（免状写真票及び整理票貼付用）
なお、第 1 種及び第 2 種を同時に申請する場合には、それぞれに写真 2 枚が必要です。
写真が次の事項に適合しない場合は、申請を受け付けることができません。

- ※○ 6 か月以内に撮影したもので、枠なし縦 4 cm、横 3 cmの大きさのもの
- 正面からの上三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽（宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く）、無背景のもの
- 裏面に氏名を書いてください。
(力強く書きすぎると写真が凸凹になりますので注意してください。)
- 印画紙又は写真用紙を使用したものに限り（カラーコピー不可）。
- 1 枚は「免状写真票」に貼り、他の 1 枚は「整理票」に貼ってください。



＝申請書の書き方＝

- 1 申請書はデータ管理の原本となりますので、太枠内を楷書で正確にもれなく記入してください。
- 2 申請書等の該当するところに○印で囲んでください。
- 3 「氏名」と「生年月日」は、戸籍上のものを記入してください。
- 4 「本籍」は、都道府県名（日本国籍以外の方は「外国籍」と記入してください。）のみ記入してください。
- 5 「現住所」は、下宿、アパート、マンションなどの場合は必ず○○方又は室番号まで記入してください。
- 6 「現住所欄の電話番号」は、日中連絡の取れる番号を記入してください。
- 7 「勤務先名」は、会社名のほか、本社、支社、工場、営業所等の名称まで正確に記入してください。
- 8 「勤務先業種」は、該当するものを一つ選んで○印で囲んでください。
- 9 「資格、免許等」は、受講資格とする資格、免許等を記入してください（実務の経験を受講資格にする方は、この欄には記入しないでください。）。
- 10 「学歴」は、受講資格14又は15で受講される方のみ記入してください。
- 11 「実務の内容」は、具体的に記載してください。特に消防設備士名、免状番号、補助業務の内容等（点検業務の補助は実務経験とは認められませんのでご注意ください。）。

＝申請方法等＝

申請書提出先・申請方法・申請期間は講習実施予定表に記載されております。なお、申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、あらかじめご了承ください。

第1 種消防設備点検資格者講習受講申請書

第1 種

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿

消防設備点検資格者講習を受講したいので「講習の手引」の記載事項を承知のうえ次のとおり申請します。
なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合又は一般財団法人日本消防設備安全センターが定めた期間及び方法により手続等を行わなかった場合には、修了考査の結果にかかわらず資格を失効されたとみなし異議を申し立てないことを誓約します。

令和00年00月00日

申請者氏名(自署) 安 全 太 郎

フリガナ	アンゼン	タロウ	生 年 月 日	性 別	本 籍
氏 名	安全	太郎	55年08月03日	1男 2女	神奈川県

〒1500011 TEL 03 (3501) 7911

現住所 東京 品川 二葉4-5-12 品川荘2号 5階 方

フリガナ ニホンショウボウセツピカブジキガイシヤ トウキョウシヤ

勤 務 先 日本消防設備株式会社 東京支社

〒1500022 TEL 03 (3498) 5361

勤務先所在地 東京 渋谷 代々木神園本町8-5-20

勤務先業 種 ① 消防設備業(製造、販売、工事、保守) 4 ビルメンテナンス業 7 建築行政
2 電気工事業 5 警備保障業 8 その他
3 管工事業 6 消防行政

第2種消防設備点検資格者免状取得の有無
(有の場合は必ず記入してください。)

特種消防設備点検資格者免状取得の有無
(有の場合は必ず記入してください。)

資格・免許等(受講資格とする資格・免許等を記入し、その写しを同封してください。)

資格・免許等の名称及び種別

取得年月日・番号

平成00年00月00日
00000

消防設備士 甲種第4類 東京都知事

種別

交付年月日

交付番号

受講資格

科目免除

令和

1

令和

第1 種消防設備点検資格者講習受講申請書

氏名 安 全 太 郎

受講番号

(氏名欄も忘れずに記入してください。)

学 歴 (受講資格の証明として学校の卒業証明書を提出する必要がある方だけ記入してください。)

学 校 名	学 部 (○○専攻)	所 在 地	修 学 年 数	卒 業 年 月
城南大学	工学部電気学科	東京 都 府 県	4 年制	15 年 3 月 卒

実務経験の証明 (実務経験を受講資格とする方だけ記入してください。)

勤務先(会社名等)	東京防災設備株式会社	業 種	消防設備業
勤務先所在地	東京都台東区雷門1-30-25		
実 務 経 験	平成00年00月00日から令和00年00月00日まで		
実 務 の 内 容	消防設備士山田太郎(東京都甲種第4類○○○○○○)のもとで自動火災報知設備の工事及び整備の補助作業に従事した。		
勤務先(会社名等)		業 種	
勤務先所在地		年 月 日から 年 月 日まで	
実 務 経 験			
実 務 の 内 容			
勤務先(会社名等)		業 種	
勤務先所在地		年 月 日から 年 月 日まで	
実 務 経 験			
実 務 の 内 容			
勤務先証明(現在又は最終勤務先の代表者(都課長でも可)の証明を受けてください。)	令和00年00月00日	証明者 東京防災設備株式会社 工事部長 佐藤 一郎	職氏名

会設東 社備防 印式災

上記のとおり相違ないことを証明します。

○実務経験の内容の記入例 (実務経験を受講資格とする方だけ記入してください。)

その1

勤務先(会社名等)	神奈川電気工事株式会社	業 種	電気工事業
勤務先所在地	神奈川県横浜市中区石川町10-20-23		
実 務 経 験	平成00年00月00日から令和00年00月00日まで		
実 務 の 内 容	屋内消火栓設備、不活性ガス消火設備の非常電源としての自家発電設備と蓄電池設備の工事及び整備に従事した。		

その2

勤務先(会社名等)	西日本管工株式会社 広島営業所	業 種	管工事業
勤務先所在地	広島県広島市大芝6-8-25		
実 務 経 験	平成00年00月00日から令和00年00月00日まで		
実 務 の 内 容	スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の配管工事に従事した。		

受講科目の一部免除

- 次に掲げる方は、該当する科目の受講免除の申請をすることができます。
※ただし、修了考査の免除はありません。全科目を受験する必要がありますのでご注意ください。
- 科目免除希望者は科目免除申請書を提出していただかないと免除になりません。
- 科目免除申請書は、受講申請書と同時に提出してください。
受講申請書の受理後に科目免除することはできません。
- 受講申請書の受理後は、区分変更及び科目免除の取り消しをすることはできません。
また、科目免除された講習科目を受講することもできません。

(消費税込)

免除される者	科目免除 コード番号	免除される講習科目	免 除 時間計	受講料	合否判定結果 通知送料	合計
建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し2年以上の実務経験を有する者	A011	・ 建築基準法規（1時間）	1 時間	34,300円	110円	34,410円
甲種防火管理講習の課程を修了している者	A021	・ 消防法規（1 時間） ・ 火災予防概論（1 時間）	2 時間			
防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	A022					
自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	A023					
期間ごとに第1 種又は第2 種の消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより第1 種又は第2 種の消防設備点検資格者の資格を失った者	A031	・ 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度（1 時間） ・ 建築基準法規（1 時間） ・ 火災予防概論（1 時間）	3 時間			
本表科目免除コード番号A011に該当し、かつコードA021、A022、A023のいずれかに該当する者	A032	・ 消防法規（1 時間） ・ 建築基準法規（1 時間） ・ 火災予防概論（1 時間）	3時間			
第1 種、第2 種又は特種の消防設備点検資格者講習受講後6 か月以内に他の第1 種又は第2 種の講習を受けようとする者（この場合は、免状の写し又は受講票を添付してください。）	B041	・ 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度（1 時間） ・ 消防法規（1 時間） ・ 建築基準法規（1 時間） ・ 火災予防概論（1 時間）	4 時間	32,200円		32,310円
消防設備士免状の交付を受けている者	B042					
消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し1 年以上の実務経験を有する者	B043					
本表科目免除コード番号A031に該当し、かつコードA021、A022、A023のいずれかに該当する者	B044					

※消費税は10%

個人情報の取扱い

ご記入いただいた情報は、消防設備点検資格者講習事業における名簿・免状等の作成、及びデータベースの管理、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

受 講 通 知

- 受講申請書等を審査して受講資格があると判定された方には、受講通知書、受講票、テキスト引換券及び受講料払込取扱票をお送りします。
- 受講資格のない方には、その旨通知します。

受講料等

- 1 受講料は、各講習区分ごとに以下となります。

A区分：科目免除なしの方並びに科目免除コード番号Aの方

B区分：科目免除する方で科目免除コード番号Bの方

受講料区分	金額（消費税10%込）	内 訳
A	34,410円	①受講料：34,300円 ②合否判定結果通知送料：110円
B	32,310円	①受講料：32,200円 ②合否判定結果通知送料：110円

- 2 受講料及び合否判定結果通知送料は、所定の払込取扱票（申請受付完了後の受講通知書に同封）により、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口でお支払ください（現金又は通帳・カード扱い）。

なお、所定の払込手数料は申請者負担です。

払込取扱票の「振替払込受付証明書（お客さま用）テキスト引換券貼付用 コピー不可」に日附印が押印されていないと受講できませんので、ATM機では払込まないでください。

- 3 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）テキスト引換券貼付用 コピー不可」をテキスト引換券の指定の欄に貼り付けて講習当日に持参してください。

なお、「振替払込受付証明書（お客さま用）テキスト引換券貼付用 コピー不可」を紛失しても安全センターでは、責任を負えません。紛失した場合は、再度所定の払込取扱票を入手して払込みをしてください。

【払込取扱票】（必ず申請受付完了後に送付される払込取扱票を使用してください。）

〈見本〉

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号 0000000000

加入者名 一般財団法人 日本消防設備安全センター
登録番号：T9010405001030

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

※ 払込人住所氏名

日 附 印

料 金 円

備 考

消費税額等は裏面に記載

振替払込受付証明書（お客さま用）
（ご依頼人⇨郵便局・ゆうちょ銀行⇨ご依頼人）

口座記号番号 0000000000

加入者名 一般財団法人 日本消防設備安全センター

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

※ テキスト引換券貼付用 コピー不可

払込人 名

日 附 印

（承認番号東証第1576号）
お客様→（一財）日本消防設備安全センター ⑩

この太枠部分「振替払込受付証明書（お客さま用）」をテキスト引換券の指定の欄に貼り付けてください。

必ず郵便局の日附印を確認してください。
※日附印がないものは無効

この部分では受講できません。
受講者本人控えになりますので大切に保管してください。
（消費税額等は裏面に記載しております。）

- 4 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で受領した「振替払込請求書兼受領証」はご本人控えとなります。
なお、「振替払込請求書兼受領証」はインボイス制度に対応した請求書と領収証を兼ねていますので、法人等で経費精算をする際には払込人記入欄に法人等の名称を記入の上、使用してください（消費税額等は裏面に記載）。
また、「振替払込請求書兼受領証」を紛失しても再発行はしませんので、紛失しないよう、大切に保管してください。
- 5 受講料及び可否判定結果通知送料を払込後に受講を取りやめた場合の返金には応じかねます。確実に受講する旨の判断により払い込みください（免状交付、再考査、再交付、書換の各手数料についても同様です。）。

受講上の注意事項

- 1 受付は、午前9時10分から9時30分までです。
- 2 受講票とテキスト引換券を受付に提出してください。
- 3 遅刻、早退、欠席は、理由の如何を問わず認めません（科目免除の方は集合時刻にご注意ください。）。
- 4 交通スト等が行われる場合でも、講習は原則として実施しますが、申請書提出先まで実施の有無について確認してください。
- 5 講習科目を全時間完全に受講しなければ、修了考査は受けられません（講習科目の免除を受けた時間を除く。）。
- 6 受講票に記載してある受講番号と同じ番号の座席に座ってください。
講習に際し出欠のチェックをしますので、離席している場合は、欠席扱いとなり講習の修了が認められない場合があります。
- 7 講義中のご質問はご遠慮ください。質問がある場合には、休憩時間等を利用して行ってください。
- 8 講習当日は、筆記用具等を持参してください。
- 9 講習中のビデオ・写真撮影、録音等は禁止します。
- 10 講習中の携帯電話・スマートフォン等は電源を切るかマナーモードとし操作は禁止します。
- 11 その他係員の指示に従ってください。

修了考査

- 1 講習3日目に修了考査を行います。科目免除をされた方も含め全員がすべての問題を解答していただきます。
- 2 修了考査は、「消防法令関係（火災予防概論、消防法規、消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規）」、「技術基準関係（消防用設備等技術基準）」、「点検要領関係（消防用設備等の点検要領）」に3分類して、消防法令関係8問、技術基準関係12問及び点検要領関係12問の合計32問を出題し、各分類ごとに50%以上で、かつ全体の出題数の70%以上正解した方を合格とします。修了考査の可否結果についての問い合わせには一切応じません。
- 3 修了考査は、テキスト持込みを認めます。
- 4 修了考査の結果は、講習終了後おおむね30日後に通知し、安全センターのホームページでも公表します。（URL：<https://www.fesc.or.jp/>）

免状交付の申請

- 1 修了考査に合格した方は、安全センターに免状交付申請をしてください。
なお、修了考査結果通知書に指定してある期限内に免状交付申請を行わなかった場合は、免状の発送が遅れることがあります。
- 2 免状は修了考査の結果通知日からおおむね20日後に交付します。
- 3 免状交付時の手数料は、**2,430円**（消費税10%込）です。内訳は免状交付手数料**1,970円**、免状送料**460円**です。

手数料等の払込みは、所定の払込取扱票（修了考査結果通知書に同封）により郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払込んでください（払込手数料は申請者負担。なお、窓口で受領する「振替払込請求書兼受領証」が請求書と領収証を兼ねていますので、別途請求書、領収証は発行しません。）。

- 4 免状交付申請手続については、修了考査の結果通知に同封の留意事項をご覧ください。

再 考 査

- 1 修了考査で不合格となった場合には、修了考査を受けた日から1年以内に1回に限り修了考査を受け直すことができます。
- 2 再考査は、各講習会における講習3日目の修了考査に併せて実施されます。
- 3 再考査手数料は、**3,550円**（消費税10%込）です（払込手数料は申請者負担。なお、窓口で受領する「振替払込請求書兼受領証」が請求書と領収証を兼ねていますので、別途請求書、領収証は発行しません。）。
- 4 前記の手数料のほか、合否判定結果通知送料**110円**が必要となります。
- 5 再考査の申請方法等は、講習終了後に送付される修了考査結果通知書をご覧ください。

資格取得後の留意事項

再交付、書換及び住所等の異動の手続き

免状交付後、次の事項に該当した場合は、すみやかに手続きをしてください。

1 再 交 付

免状を亡失、滅失、破損又は汚損した場合は、免状の再交付申請が必要です。

- 手数料 **1,750円**（消費税10%込）（払込手数料は申請者負担。なお、窓口で受領する「振替払込請求書兼受領証」が請求書と領収証を兼ねていますので、別途請求書、領収証は発行しません。）
- 申請書等は、110円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封し安全センターに請求してください。

2 書 換

免状記載事項（本籍、氏名等）に変更があった場合は、免状の書換申請が必要です。

- 手数料 **870円**（消費税10%込）（払込手数料は申請者負担。なお、窓口で受領する「振替払込請求書兼受領証」が請求書と領収証を兼ねていますので、別途請求書、領収証は発行しません。）
- 申請書等は、110円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封し安全センターに請求してください。

3 住所等の異動

住所又は勤務先に変更があった場合は、住所等異動届が必要です。

- 手数料 **無料**
- 住所等異動届は、安全センターのホームページからダウンロードできます。
(URL : <https://www.fesc.or.jp/>)

5年ごとの再講習

消防用設備等及び特殊消防用設備等は、技術的にも法制的にも変化し改正されていく分野です。これらに対応した的確な最新の知識を得るために、消防設備点検資格者には、再講習が義務づけられています。

- 1 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。
- 2 再講習を受講しなかった場合には、消防法施行規則第31条の6第8項第6号の規定により資格が喪失します。

問い合わせ先 都道府県消防設備協会一覧

一般社団法人北海道消防設備協会	〒060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル3階	TEL 011(205)5951
一般社団法人青森県消防設備保守協会	〒030-0113	青森市第二間屋町4-11-6 計量検定グループ庁舎2階	TEL 017(757)8220
一般財団法人岩手県防災保安協会	〒020-0866	盛岡市本宮6-34-55	TEL 019(631)1625
一般社団法人宮城県消防設備協会	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館2階	TEL 022(223)3650
一般社団法人秋田県消防設備協会	〒010-0001	秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館3階	TEL 018(835)5880
一般社団法人山形県消防設備協会	〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁本庁舎1階	TEL 023(629)8477
一般社団法人福島県消防設備協会	〒960-1106	福島市下鳥渡字新町35-1	TEL 024(529)7120
一般社団法人茨城県消防設備協会	〒310-0063	水戸市五軒町1-4-19 茨城県酒造会館内	TEL 029(226)9611
一般財団法人栃木県消防設備保安協会	〒320-0032	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	TEL 028(625)4611
一般社団法人群馬県消防設備協会	〒371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル内	TEL 027(210)8222
一般社団法人埼玉県消防設備協会	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-21 高砂武蔵ビル401	TEL 048(864)8381
一般社団法人千葉県消防設備協会	〒260-0005	千葉市中央区道場南1-9-15	TEL 043(306)3871
公益財団法人東京防災救急協会	〒102-0083	千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎内	TEL 03(3556)3702
一般財団法人神奈川県消防設備安全協会	〒231-0023	横浜市中区山下町1 シルクセンター4階408号室	TEL 045(201)1908
一般財団法人新潟県消防設備協会	〒950-0965	新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ2階	TEL 025(284)2420
一般財団法人富山県消防設備保守協会	〒939-8201	富山市花園町4-5-20 富山県防災センター内	TEL 076(422)1135
一般社団法人石川県消防設備協会	〒920-8203	金沢市鞍月2-3 石川県鉄工会館3階	TEL 076(282)9144
一般社団法人福井県消防設備協会	〒910-0003	福井市松本3-16-10 福井県福井合同庁舎5階	TEL 0776(27)3760
一般社団法人山梨県消防設備協会	〒400-0851	甲府市住吉1-1-11 山梨県電気会館内	TEL 055(223)0119
一般社団法人長野県消防設備協会	〒380-0936	長野市中御所岡田178-2 長野ターミナル会館1階	TEL 026(217)3119
一般財団法人岐阜県消防設備協会	〒500-8385	岐阜市下奈良3-11-6 岐阜県防災交流センター内	TEL 058(277)7175
一般財団法人静岡県消防設備協会	〒420-0852	静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル4階	TEL 054(252)5541
一般財団法人愛知県消防設備安全協会	〒453-0016	名古屋市中村区竹橋町36-31 3階	TEL 052(452)0710
一般財団法人三重県消防設備安全協会	〒514-0002	津市島崎町314 三重県島崎会館2階	TEL 059(226)8726
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会	〒520-0044	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館2階	TEL 077(521)3921
一般社団法人京都消防設備協会	〒604-0932	京都市中京区寺町通二条下ル妙満寺前町450 京都共済消防会館内	TEL 075(231)7601
一般財団法人大阪府消防防災協会	〒540-0008	大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階704号室	TEL 06(6943)7654
一般社団法人兵庫県消防設備保守協会	〒651-0084	神戸市中央区磯辺通3-1-2 大和地所三宮ビル4階	TEL 078(894)3303
一般社団法人奈良県防災安全協会	〒630-8115	奈良市大宮町7-2-5 田村ビル501号室	TEL 0742(81)9788
公益財団法人和歌山県消防設備保守協会	〒640-8249	和歌山市雑賀屋町52 南方ビル3階	TEL 073(402)2657
一般社団法人鳥取県消防設備協会	〒680-0842	鳥取市吉方183-4 佐竹ビル2	TEL 0857(26)5165
一般社団法人島根県消防設備協会	〒690-0061	松江市白潟本町13-4 大樹生命松江ビル	TEL 0852(28)7305
一般社団法人岡山県消防設備協会	〒703-8278	岡山市中区古京町1-1-17 岡山県備前県民局古京庁舎内	TEL 086(272)9988
一般財団法人広島県消防設備協会	〒730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ7階	TEL 082(243)2002
一般財団法人山口県消防設備協会	〒753-0021	山口市桜島3-2-1 山口県宮野庁舎2階	TEL 083(923)7778
一般財団法人徳島県消防設備協会	〒770-0873	徳島市東沖洲2-14 沖洲マリンターミナルビル1階	TEL 088(679)8351
一般社団法人香川県消防設備協会	〒760-0018	高松市天神前5-30 高松市上下水道工事業協同組合ビル内	TEL 087(833)4797
一般財団法人愛媛県消防設備協会	〒790-0811	松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2階	TEL 089(996)7141
一般社団法人高知県消防設備協会	〒780-8031	高知市大原町87-8 高知県設備会館4階	TEL 088(856)8211
一般財団法人福岡県消防設備安全協会	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前4-13-18 CIRCLES音ノ葉博多7階	TEL 092(409)7936
一般社団法人佐賀県消防設備安全協会	〒849-0925	佐賀市八丁畷町11-8 電気工事会館内	TEL 0952(30)2190
一般財団法人長崎県消防設備協会	〒850-0027	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階	TEL 095(827)4756
一般社団法人熊本県消防設備協会	〒862-0976	熊本市中央区九品寺1-11-4 熊本県教育会館4階	TEL 096(371)1454
一般財団法人大分県消防設備安全協会	〒870-0023	大分市長浜町2-12-10 昭栄ビル4階	TEL 097(537)3125
一般財団法人宮崎県消防設備協会	〒880-0805	宮崎市橘通東2-7-18 大淀開発ビル3階	TEL 0985(27)7348
一般社団法人鹿児島県消防設備安全協会	〒892-0854	鹿児島市長田町1-16 NSビル3階	TEL 099(226)1780
一般社団法人沖縄県消防設備協会	〒900-0012	那覇市泊3-1-26	TEL 098(943)5574

消防庁長官登録講習機関

一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

URL <https://www.fesc.or.jp/>